

京丹後市公民館再配置計画（案）の概要

1 趣旨について

公民館は、住民の実際生活に即する教育・学術・文化等社会教育に関する各種事業を行なう拠点として、市町村が社会教育法に基づいて設置する教育施設です。

本市の公民館は、本市の発足と同時に合併した6町にそれぞれ地域公民館と地域の実態に応じて45地区公民館及び14分館を設置しました。

現在、「京丹後市学校再配置基本計画」を策定し取り組みを進めているところですが、これにあわせて同じく地域の拠点である公民館について、市民にとって有効な公民館体制を構築するために本計画を策定し、市民の生活基盤である地域の活性化をめざした効果的な公民館活動を推進することとします。

2 策定の根拠

平成22年1月4日に京丹後市教育委員会教育長から京丹後市社会教育委員会議へ「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について」の諮問をし、平成23年1月31日に答申を受けました。

この答申を踏まえ、合併以降進めてきた公民館の体制及び活動についての成果や課題を整理し、本来公民館に求められている「住みよい地域づくり」、「住民交流の促進」、「地域の教育力の向上」、「地域文化の伝承」の活動が本市のすべての公民館の共通の目標として推進できるよう公民館の運営体制を整備するために策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、「ひと・みず・みどり・歴史と文化が織りなす交流のまち」を将来像として掲げている「第1次京丹後市総合計画・後期基本計画」の基本方針である「次代を担う若い力が活躍できる生涯学習都市」の実現に向けて、「社会教育・スポーツの充実」の施策方針である「公民館の適正配置」と「生涯学習体制の整備」を達成するための計画と位置付けます。

4 計画の概要

計画の趣旨の説明と本市の公民館の現状と課題を整理するとともに、次のとおり当面の課題に対応する公民館の配置計画と学校再配置後の将来的な公民館の再配置構想について示しています。

(1) 当面の課題に対応する公民館の配置計画

①中央公民館の新設

将来的に生涯学習推進体制を構築するため、当面本市の社会教育の拠点となる施設として中央公民館を設置し、市内の各公民館を統括するとともに市民のニーズにあった公民館事業を計画立案し系統的に実施できるように整備することとします。

②地域公民館の配置計画

当面は、現行の地域公民館体制としますが、小学校の再配置により新たな小学校区ができた場合には地域公民館の配置を見直し、地域の意向に十分配慮しながら小

学校単位を基盤とした地域公民館の設置に向けた取り組みを進めます。

③地区公民館の配置計画

地区公民館は、これまで小学校区を基盤とした公民館活動を進めてきましたが、今後は地域の生活基盤を重視し、地区の拠点としての活動を強化するための支援を継続します。

(2) 将来的な公民館の再配置構想

①生涯学習センターとしての中央公民館機能の充実

本市の行政や関係機関・団体等が提供する市民へのさまざまな学習機会については、教育行政だけではなく関係行政機関や団体等が広く連携・協力し、より効果的且つ効率的に学習機会を提供するため、本市における生涯学習の推進体制の整備について検討をすすめることとします。このため、中央公民館を将来的な本市の生涯学習を進める拠点施設として、その機能を充実させることとします。

②地域公民館と小学校の連携

地域公民館の活動は、今後も小学校との連携を重視し、小学校単位の地域公民館の設置を進めることとします。また、小学校区内の地域性とその地域の意向を考慮しながら、新たな地域の拠り所としての地域公民館の設置もあわせて検討することとします。

③地区公民館のあり方

本市における地区公民館は、それぞれ地域に根ざした独自の活動を進めてきた経過があります。このため、条例により一定の基準に基づいた公民館を継続するのではなく、本来地区公民館が進めてきた地区の自治組織と連携して進められた活動を重視し、地区の活性化のための住民の学習や交流活動の拠点と位置づけて、現在の活動の支援を継続していくこととします。

5 施行期日について

平成24年4月1日から施行します。